

フォームへのアクセス権およびB社が履行するサービスは、別個の財またはサービスの2つの要件のうち会計基準34項(2)の要件を満たしていないため、当該契約のなかにおいては別個のものではないと考えられる。

B社は、顧客にパッケージ型クラウドサービスを提供する際にC社から受領したSaaSプラットフォームへのアクセス権と、自ら提供するその他のサービスとを統合するサービスを提供していることから、B社は、C社から受領したSaaSプラットフォームフォームへのアクセス権を支配しているものと考えられる(適用指針44項)。

その結果、B社は、本人に該当するため(適用指針44項)、パッケージ型クラウドサービスの提供と交換に顧客より受け取る対価の総額で収益を認識することとなる。

(注) SaaSプラットフォームへのアクセス権と、B社が履行するサービスが、それぞれ別個のもので、顧客との契約に複数の特定の財またはサービスが含まれている場合には、B社は、特定の財またはサービスのそれぞれについて、本人なのか代理人なのかを判定することになる。

第3章

適用指針の3つの指標の例示を参考に 財またはサービスの「支配」 の判断ポイント

【この章のエッセンス】

●適用指針では、「支配しているか否か」を判定するために、指標として「契約履行の主たる責任」、「在庫リスク」、「価格設定における裁量権」を例として示している。

●適用指針に示されている3つの指標は、あくまでも例示であり、これら以外の指標についても考慮する必要がある。

判断にあたっての 指標

顧客に提供する特定の財またはサービスが識別されたのちに、企業は当該財またはサービスのそれぞれについて、顧客に提供される前に当該企業が支配しているかどうかを判

断することとなる。しかし、「支配」しているという状態がどのような状態であるかについては、複雑な取引の検討においては、判断が難しい場合もある。そこで、適用指針では、本人に該当することの評価において、企業が財またはサービスを顧客に提供する前に「支配しているか否か」を判定するにあたって考慮する指標について3つの例を示している(適用指針47項)。

前記の指標は特定の財またはサービスの性質および契約条件により、財またはサービスに対する支配への関連度合いが異なる。そのため、契約によっては説得力のある根拠を提示する指標が異なる可能性があることに留意が必要である。また、考慮すべき事象および状況は、契約条件によることとなり、必ずしも、例示で提供された3つの指標に限定されるものではない。すなわち、これらの要件はあくまでも例示であり、また、それぞれの指標について重み付けは定められていない。そのため、

定において企業が裁量権を有していること

「支配」しているか どうかの判断

- ① 企業が当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対して主たる責任を有していること
- ② 当該財又はサービスが顧客に提供される前、あるいは当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転した後において、企業が在庫リスクを有していること
- ③ 当該財又はサービスの価格の設定